

第八號議案 最低賃銀制度の順數差別撤廢に關する件

吾等は經濟上並船内能率上最低賃銀制度の順數差別撤廢を期す

主 文

吾等は經濟上並船内能率上最低賃銀制度の順數差別撤廢を期す

由 理

曩に吾等が獲得したる最低賃銀制度の船舶順數に依る差別を承認したる所以のものは當時の混頓たる海運界の情勢が、小型船に對して大型船と同額なる最低賃銀を支給するときは海運業を破壊せしむる危險あるを顧慮してなされたものであるが、元來最低賃銀制なるものは、その趣旨に於て、大型船なると小型船なるとを問はず等しく海員生活の最少量度を保證したるものであつて同じく海上勞働の過激なる點に於て兩者に何等の區別あるべきではないこと勿論である。然かも該制度實施以來既に五ヶ年餘を経過して其間我國海運界も漸く混頓期を離脱して整調期に向ひつゝあり、特に近來船質改善計畫が着々と實現し遠航大型船の近海小型船の壓迫が緩和されつある事、並に溝州事變の爲め兵員及軍需品の輸送上中、小艇船舶の需要盛んになりつゝある趨勢は三千五百噸未滿の小型船業組員の勞働を極度に強化せしめ、更に大型船に比し中、小型船の船室及保健衛生設備は遙かに不備なる事と相俟つて大型船業組員以上の劣悪なる船内生活を送るの餘儀なきに陥つてゐる現状である。斯くて今日に於ては最早や頗るによる最低賃銀の差別の必要を認むるを得ざるを以て吾等は茲に最低賃銀制の順數差別撤廢を要求するものである。

實行方法

その實現に關する一切の方法は之を組合長に一任すること

第九號議案 勞働組合法の制定及實施に關する件

主 文

吾人は勞働者の團結権、團體協約權及罷業權を確認すべき勞働組合法案の即時立案とその實施を期す

理 由

資本主義經濟機構の下に於ける勞働者階級の生活向上は勞働組合による團結と、その實踐的活動によつてのみその目的を達成する。社會進化の途上に於て必然的に激化する階級鬥爭をしてテロリズムの慘禍より免れしむる唯一の途は、勞働者の團結を國家權力により保護し、團體協約權並罷業權を保證する以外には斷じて有り得ない。眞の産業協力は勞働者の團結を法認することに依りてのみ達せられる。此見地より吾等は從來政府案として發表せられたる一切の勞働組合法案が資本家的法案の範疇を一步も出でざることに於いて絶対に是を排撃し、勞働組合の原始的要請として自主的勞働組合法案の即時立案とその實施を期するものである。

實行方法

一、關係政府當局にこの決議を提出してその實現を要求し

二、各労働組合と共に共同運動を展開してその立案と實施とを要求すること

第十號議案 航内航通機關の公營及改善に關する件

主 文

吾等は港灣都市に於ける對海員施設として港内航通機關の公營及改善を希望す

理 由

港灣都市の發達は一に寄港船舶の輻輳と上陸船員の多きに依ることは、各都市當局の等しく認むる處なれども、その具體的政策に於いては船舶其他の物的要素にのみ重點を置き、海上運輸の人的要素たる乘組員を遇すること誠に冷淡であり、さきに横濱市に於て港内航通機關が公營を見たるも夜間航通等は事實に於て中止され居る實質にあり、況んや他の海港都市に於ては櫻花營利事業に任せられて一顧觸をも拂はれざるものが多い。

此の如きは眞に港灣を以てその生命とする自治體の政策上に於ける一大矛盾なりと言ふべきである。此見地より吾等は當該各港灣都市當局者に對し、海員の便に資するため、便利且つ低廉なる公營港内航通機關の即時實施並改善を要求するものである。實行方法

一、本決議を關係各港灣都市當局に提出し

二、各支部を中心として猛烈なる促進運動を展開すること

第十一號議案 退職金支給制度確立に關する件

主 文

吾等は人道上並經濟上退職金支給制度の確立を期す

理 由

海運の健實なる發展は之を海員の生活向上に求めねばならぬこと論を俟たぬ。常に薄給を以て不安と危險に充てる海上の勞働に從事しつゝある船員が長年の勤務を経てその職を去るに際し何等の手當金をも支給せられずして老病を生活戰線に曝すことは實に人道上の大問題であり、海員をして安んじてその職務に盡瘁せしむる所以のものではない。それ故に吾等が海員の老後の救護策として又同時に海員向上の方法として退職金支給制度確立を要望することは、人道上並經濟上合理且公正なる主張なりと信ずる。

實行方法

本決議を海事協同會並關係各船主に提出しその實現を迫ること

第十二號議案 各船に司厨長又は賄長を乗船せしむる事に關する件

主 文

吾等は各船に司厨長又は賄長を乗船せしむる事に關する件

主 文